

静県薬第238号
令和6年6月26日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための支援について

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和6年6月25日付け日薬業発第113号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：syokunou@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 113 号
令 和 6 年 6 月 25 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

医療機関・薬局におけるマイナ保険証利用促進のための支援について

平素より、本会会務の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、マイナ保険証利用促進集中取組月間における医療機関・薬局への支援につきましては、令和6年4月24日付け日薬業発第44号ほかにてお知らせしたところですが、先日の社会保障審議会医療保険部会において、別添のとおり医療機関・薬局に対する利用促進支援施策の詳細が示されました。

内容は、高利用施設に対する更なる利用率の向上を促すため、利用人数の増加に応じて、診療所・薬局の一時金を最大20万円に引き上げることやマイナ保険証の利用件数が500件を超えている場合の顔認証付きカードリーダーについて、利用数のカウントの対象となる期間を見直すこと（令和5年10月から令和6年3月までの期限を令和6年7月まで延長）等が示されています。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

マイナ保険証の利用促進等について

(令和6年6月21日開催 第179回社会保障審議会医療保険部会 資料・抄)



ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

< 抄 >

マイナ保険証の利用促進等について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援 (一時金の見直し)

- 利用率20%以上の施設は、R5.12の14.8%からR6.5で22.3%と、高利用率の施設が増加しており、本年5月時点で一時金上限の10万円（20万円）に達している施設も相当数あり、利用が進んできた施設に対して、更に利用率を押し上げるためのインセンティブが必要な状況。
- 高利用施設に対する更なる利用率の向上を促すため、利用人数の増加に応じて、診療所・薬局の一時金を最大20万円（病院は最大40万円）とする。

		10月実績からの増加件数（※下段は病院の要件）																			
		1人以上	10人以上	20人以上	30人以上	50人以上	70人以上	80人以上	100人以上	160人以上	240人以上	10人以上	40人以上	80人以上	150人以上	250人以上	350人以上	450人以上	540人以上	720人以上	900人以上
10月実績	3%未満	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万											
	3～5%	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万											
	5～10%	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万	22万											
	10～20%	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万	22万	25万											
	20～30%	5万	7万	10万	15万	17万	20万	22万	25万	28万											
	30～40%	7万	10万	15万	17万	20万	22万	25万	28万	30万											
	40%～	10万	15万	17万	20万	22万	25万	28万	30万	32万											
		20万	30万	35万	40万	42万	45万	48万	50万	52万											

※ 令和5年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設（小規模施設）については、規模に配慮した区分を設定。

10月実績	小規模施設	10月実績からの増加人数						
		1人以上	5人以上	10人以上	15人以上	25人以上	35人以上	40人以上
3%未満	0	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万	
3～5%	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万		
5～10%	1万	1.5万						

※小規模施設であっても令和5年10月の実績が10%以上の場合や5～10%で10人以上増加の場合は小規模施設でない方の要件を満たすこととなる。

※小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

2. 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー1台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機 関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関2,000件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設	1 台	2 台	3 台	—	—	—
2台の無償提供を受けた施設	—	1 台	2 台	3 台	—	—
3台の無償提供を受けた施設	—	—	1 台	2 台	3 台	—

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して1／2補助。

〔補助上限額〕

病院	1 台	2 台	3 台
	275,000	450,000	625,000

診療所 薬局	1 台
	275,000